

# コインロッカーをご利用の皆さまへ

## 【ご利用可能時間】 9:00～16:00

※施設管理上、ご利用当日の上記時間をお願いいたします。

## 【ご利用料金】 300円

※100円玉が必要となります。なお、駅なか観光案内所では両替いたしかねます。

### ※注意事項

・ロッカーには、次のものは入れないでください。

- ①現金及び貴重品 ②遺体・遺骨 ③動物・植物
- ④揮発性もしくは毒性のある物、また爆発物等の危険物
- ⑤臭気を発する物、腐敗、変質しやすい物、不潔なもの及び当ロッカーを汚染、毀損する恐れのある物
- ⑥銃砲刀剣類及び犯罪の用に供される恐れのある物
- ⑦有価証券
- ⑧その他、ロッカー使用に適さないと認められる物

・使用期間は、使用開始の日から起算して連続3日以内とします。使用者が4日以上経過してもロッカーを返還しないときは収納品を当町所定の場所に移し、使用開始の日を含めて1ヶ月間保管します。保管中の料金として、使用したロッカーの1日分の料金に保管日数を乗じた金額を徴収します。使用開始から起算して1ヶ月経過しても収納品の引き取りがない場合は、使用者が収納品に対する権利を放棄したものとみなし、町は収納品を処分し、その代金は保管料として徴収します。

・使用時間中および使用時間経過後の保管期間中において、その収納品が収容できないものに該当する疑いがあるときは、当町で開扉の上、その実情に応じて開披、保管、廃棄その他の適当な処置をすることがあります。

・ロッカーを破損した場合及び他のロッカー内の収納品に損害を与えた場合はその損害を賠償していただきます。

・次の各号の場合は、ロッカー内の収納品に滅失又は毀損等の損害を生じても、当町はその責任を負わないものとします。

- (1) 収納できないものに該当する収納品の滅失または毀損等の損害
- (2) 鍵の紛失、盗用による場合
- (3) 天災事変等の不可抗力による場合
- (4) 使用時のロッカー誤使用による場合
- (5) 司法権などの発動により、関係機関から収納品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- (6) その他当社の責めに帰さない場合

・現場係員が必要と認めるときは、収納品の出し入れに係員が立ち会うことがあります。

・コインロッカーについてのお問い合わせ先は、駅なか観光案内所（TEL：0173-23-3771）となりますが、観光案内所の開所時間（午前9時から午後4時まで）の時間帯のみの対応となります。

・鍵を紛失した場合、駅なか観光案内所ガイドスタッフへ申し出をし、身分証の提示により本人確認が取れた上で、収納品の引き渡しを受けることとなります。なお、鍵の開錠・交換のための代金の実費を負担していただきます。